豊川市３階直圧給水実施要綱

豊川市３階直圧給水実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、３階建て建築物について、小規模貯水槽を設置することなく配水管の水圧を利用した直接給水（以下「３階直圧給水」という。）の範囲を拡大することにより、安全かつ衛生的な水の供給を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　３階直圧給水の適用範囲は、第５条各号のすべての実施条件を満たし、かつ、別表１の区分１又は区分２に該当する場合とする。

（協議等）

第３条　申込者は、設計着手前に本要綱に定める事項に対する適否の事前調査を十分に行うため、３階直圧給水を新設及び改造する場合は、３階直圧給水協議書（様式第１。以下「協議書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（１）　市長より提示された当該地点の設計水圧を基に市長が定める計算方式にて得られた水理計算結果

（１）　申込箇所の案内図

（２）　申込箇所の標高が確認できる書類

（３）　申込箇所における、市長から指定された測定方法による水圧の実測データ

（４）　その他、市長が必要と認める書類

２　市長は、提出された協議書について、配水管の管種及び口径と共にその設計水圧を審査し申込者に助言するものとする。

（覚書事項）

第４条　申込者は、協議書を作成する際には、その裏面に記述されている覚書事項の内容について承諾したうえで必要事項を記入して提出するものとする。

（実施条件及び回答書）

第５条　３階直圧給水の実施条件は、次のとおりとする。

（１）　建築物の用途が第６条第１項に規定する用途であること。

（２）　給水装置の配管形態が第６条第２項に規定する形態であること。

（３）　給水装置の構造が、第７条に規定する構造であること。

（４）　給水管を引込する配水管の口径が第８条に規定する口径であること。

（５）　水栓の高さが第９条に規定する範囲内であること。

（６）　給水器具の制約について、第１０条に規定する対処がなされていること。

２　市長は、提出された協議書及び現場の状況等について審査し、その適否を３階直圧給水回答書（様式第２）により、申込者に回答するものとする。

（対象建物の用途及び配管形態）

第６条　３階直圧給水の対象となる建物の用途は、次のとおりとする。

（１）　一戸建て専用住宅

（２）　一戸建て小規模店舗又は事務所付き住宅

（３）　集合住宅

（４）　小規模店舗ビル、小規模事務所ビル、倉庫等

（５）　前２号の併用ビル

（６）　その他、市長が認めたもの

２　３階直圧給水の対象となる建物の配管形態は、次のとおりとすること。

（１）　１建物につき１給水引込み、１給水方式とすること。

（２）　専用住宅及び集合住宅においてのヘッダー工法の場合、ヘッダー以降下流側の１分岐管からは１栓とすること。

（３）　対象建物が同一用途の場合は、３階直圧給水と貯水槽給水との併用をしないこと。ただし、店舗の営業形態から断水対応が困難な場合は、各戸メーター以降において受水槽を設置できることとし、併せて受水槽設置に係る申込を行うものとすること。

（給水装置の構造）

第７条　３階直圧給水に必要な構造及び設備は、次に掲げるものとする。

（１）　給水引込管口径は、別表２のとおり２０㎜、２５㎜、３０㎜、４０㎜又は５０㎜とし、引込する配水管口径より２口径以上小さいものとする。ただし、配水管口径が５０㎜の給水引込管口径は、２０㎜又は２５㎜とする。

（２）　水道メーター口径は、２０㎜又は２５㎜とし、水道メーターより建物側の給水管口径は、水道メーター口径以下のものとする。

（３）　逆流防止装置は、次に掲げるところに設置するものとする。

ア　水道メーター直近の下流側、水道メーターボックス内に設置し、取替えが容易にできる構造とする。

イ　集合住宅等で、市が貸与する水道メーター以外に、私設メーターを設置する場合は、すべての私設メーター直近の下流側に設置する。

（４）　渇水時などの減圧給水による出水不良を想定し、１階に専用給水栓又は、共有給水栓を設置すること。

（５）　給水立管の最上部には、水道用吸排気弁を設置する。

（配水管の口径）

第８条　３階直圧給水の給水引込管を設置できる配水管の口径は５０㎜以上であり、管網形成された両水であるものとする。

（水栓の高さ）

第９条　３階直圧給水を実施する対象建物の水栓の高さは、当該地点の道路面より９．０ｍまでとする。

（給水器具の制約）

第１０条　３階直圧給水を実施する対象建物の２階及び３階部に設置される給湯器、水道直結式洋風大便器、自動水栓（人体センサーにて自動的に吐水、止水を行う水栓）、洗浄弁（フラッシュバルブ）等は特に水圧を必要とするため、各給水器具の最低作動水圧を水理計算上で満たすものとする。

（小規模貯水槽給水からの改造）

第１１条 小規模貯水槽給水から３階直圧給水に改造する場合は、原則、新設の給水管で改造する。ただし、これによる改造が困難な場合は、現在飲用に供されている設備において更生工事を施工した履歴がある時のみ既設設備を次の各号に従い再利用することができる。

（１）　既設高架水槽以降下流側の導水装置の配管と、新たに設ける直圧給水以降の配管との接続はできる限り低い位置とし、配管の最上部には必ず吸排気弁を設置すること。

（２）　既設配管の耐圧試験の水圧は１．７５MPaとし、１分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

（３）　その他、３階直圧給水の協議時には、既設給水設備調査報告書（様式第３）及び３階直圧給水切替に関する覚書（様式第４）を市長に提出すること。

（給水装置の設計）

第１２条　３階直圧給水を実施する対象建物への給水装置について申込者は次のとおり設計する。

（１）　申込地における設計水圧は、申込者が実測した水圧データの最小値を基に補正等を施した数値について市が審査する。

（２）　給水装置内を流れる設計水量は、計画瞬時最大水量（同時使用水量）とし、使用形態等を考慮したうえで実態に応じた水量計算を行うものとする。

（３）　給水装置内における設計水量に応じた摩擦損失水頭抵抗値を求める場合、口径φ５０㎜以下はウエストン公式における水理計算を行うものとする。

（４）　給水装置内における配管口径は、計画瞬時最大水量が流れた場合において管内平均流速が２ｍ/sec を超えないよう選択しなければならない。

（５）　給水装置を設計するに当たっては、第５条第１項の実施条件をすべて満たすよう

計画するものとする。

（完了検査）

第１３条　３階直圧給水を実施した給水装置は、設計･施行基準に基づき完了検査を行うものとする。ただし、検査の結果不合格となった場合は、協議内容のとおり改善し、合格の判定がなされるまで給水を保留する。

（メーター検針及び料金徴収）

第１４条 検針及び料金徴収は、本市が貸与するメーターにより行うものとする。

２　メーターを建物内パイプシャフト等に設置する場合は、メーターの検針、点検、取替等に支障が生じないように施工するものとし、オートロック装置が設置してある建物については、その解放方法を本市に届け出るものとする。

（給水装置の維持管理）

第１５条 給水装置の管理責任は所有者又は使用者にあり、善良な管理責任を負うものとする。

（雑則）

第１６条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

別 表１（第２条関係）

区分１	建物用途が専用住宅においては、当該地点の設計水圧が０．２５MPa以上確保可能な場合で、当該地域の配水管網等の状況を勘案し、３階直圧給水が可能であること。
区分２	建物用途が専用住宅以外においては、当該地点の設計水圧が０．２８MPa以上確保可能な場合で、当該地域の配水管網等の状況を勘案し、３階直圧給水が可能であること。

別 表２（第７条関係）

配水管口径	５０㎜	７５㎜	１００㎜～３００㎜
給水引込管口径	２０㎜又は２５㎜	２０㎜～４０㎜	２０㎜～５０㎜

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。